# 改正概要

## 横浜市排水設備指定工事店規則の一部改正について

横浜市排水設備指定工事店規則(以下、「規則」という。)の一部を改正します。

## 1 改正の内容

- (1) 責任技術者の専属規定の改正(規則第2条ほか)
- (2) 代表者の欠格条項の改正(規則第3条)
- (3) 責任技術者の資格要件の改正(規則第3条)
- (4) 責任技術者の届出義務の改正 (規則第8条)

### 2 改正の理由

- (1) 標準下水道条例改正による
- (2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律制定による
- (3) 横浜市排水設備指定工事店・排水設備工事責任技術者資格認定要綱の廃止により それ以降該当者がいないため
- (4) 規則全部改正により責任技術者登録制度を廃止したため

#### 3 具体的な内容

(1) 標準下水道条例第6条の4で「指定工事店は、営業所ごとに、責任技術者を専属させなければならない。」と規定されており、本市もそれに準じ規則第3条第2号で、「指定工事店は神奈川県内の営業所ごとに専属の責任技術者をおかなければならない」と規定されています。

しかし、標準下水道条例第6条の4が令和6年4月に改正され、「指定工事店は、営業所ごとに、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。」と規定されました。規則もその改正に準じ、指定基準の1つとして規則第3条第1号で「神奈川県内に営業所があること」と既に規定されているため、規則本文中に7箇所「専属」とあるものを、すべて「選任」へと変更します。

(2) 規則第3条第4号アで、申請者の欠格条項として「成年被後見人等若しくは被保佐人」と規定されています。

しかし、国は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年6月制定)により、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと改正しました。

規則もその法律の趣旨に基づき、成年被後見人等の人権尊重と不当差別の禁止の 観点から、標準下水道条例第6条の3第1項第4号二の規定にならい「精神の機能 の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認 知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と変更します。

(3) 責任技術者の資格については、規則第3条第2号で規定されており、原則として、 ①責任技術者試験に合格した者、②既に合格した者で5年に一度行われる更新の講習を受けた者、に限られますが、特例として、ウで「責任技術者試験に合格した者と同等以上の工事に関する知識及び経験があると認める者」と規定されています。これは規則全部改正当時(平成11年)、責任技術者が不足していたことが背景にあります。規則全部改正と同時に「横浜市排水設備指定工事店・排水設備工事責任技術者資格認定要綱」が制定され、(1) 横浜市等地方公共団体において、下水道の技術的業務に10年以上従事した者、(2) 横浜市職業訓練協会普通職業訓練短期課程配管課(建築設備コース)の修了者で、一定の条件を満たした者について、県下統一の試験を免除し、横浜市排水設備工事責任技術者の資格を1年間に限り認めると定めていました。

しかし、平成23年6月に同要綱が廃止され、それ以降、規則第3条第2号ウに 該当する者がいなくなりましたので、当該規定を削除します。

(4) 規則第8条第6号で、責任技術者の住所、氏名、勤務先に変更があったときは横 浜市長に届け出なければならないと規定されています。

規則全部改正前は、責任技術者となる資格があっても、本市に登録を経なければ その業務を行うことができませんでしたが、規則全部改正を機に当該登録制度を廃 止し、資格取得の事実があれば当然に業務を行うことができることになりました。 それ以降は、上記変更事項については、神奈川県下水道協会に届け出ることとな ったため、当該規定を削除します。

### 4 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを 行う場合があります。